

指定介護老人福祉施設の 人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年厚生省令第39号) (抄)

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (略)
<u>第四章 運営に関する基準 (第四条～第三十七条)</u>	<u>第四章 運営に関する基準 (第四条～第三十七条)</u>
<u>第五章 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</u>	
<u>第一節 この章の趣旨及び基本方針 (第三十八条・第三十九条)</u>	
<u>第二節 設備に関する基準 (第四十条)</u>	
<u>第三節 運営に関する基準 (第四十一条～第四十九条)</u>	
<u>第六章 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</u>	
<u>第一節 この章の趣旨及び基本方針 (第五十条・第五十一条)</u>	
<u>第二節 設備に関する基準 (第五十二条)</u>	
<u>第三節 運営に関する基準 (第五十三条～第六十一条)</u>	
附則	附則
第一章 基本方針	第一章 基本方針
(基本方針)	(基本方針)
第一条 (略)	第一条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

改 正 案	現 行
らない。	
第三章 設備に関する基準	第三章 設備に関する基準
(設備)	(設備)
第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準	第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準
は、次のとおりとする。	は、次のとおりとする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 浴室	三 浴室
要介護者が入浴するのに適したものとす ること。	イ 身体の不自由な者が入浴するのに適し たものとすること。 ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要と する者の入浴に適した特別浴槽を設ける こと。
四 洗面設備	四 洗面所
イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 要介護者が使用するのに適したものと すること。	イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 身体の不自由な者が使用するのに適し たものとすること。
五 便所	五 便所
イ 居室のある階ごとに居室に近接して設 けること。 ロ ブザー又はこれに代わる設備を設ける とともに、要介護者が使用するのに適し たものとすること。	イ 居室のある階ごとに居室に近接して設 けること。 ロ ブザー又はこれに代わる設備を設ける とともに、身体の不自由な者が使用する のに適したものとすること。
六~八 (略)	六~八 (略)
2 (略)	2 (略)
第四章 運営に関する基準	第四章 運営に関する基準
(提供拒否の禁止)	
第四条の二 指定介護老人福祉施設は、正当な 理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を 拒んではならない。	
(サービス提供困難時の対応)	
第四条の三 指定介護老人福祉施設は、入所申 込者が入院治療を必要とする場合その他入所 申込者に対し自ら適切な便宜を提供するこ とが困難である場合は、適切な病院若しくは診 療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適 切な措置を速やかに講じなければならない。	
(要介護認定の申請に係る援助)	
第六条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に 要介護認定を受けていない入所申込者につい ては、要介護認定の申請が既に行われている かどうかを確認し、申請が行われていない場 合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに 当該申請が行われるよう必要な援助を行わな	

改 正 案	現 行
<p><u>ければならない。</u></p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。</p> <p>(入退所)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要</p>	<p>(入退所)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。</p> <p>7 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>8 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要</p>

改 正 案	現 行
<p>な援助を行わなければならない。</p> <p>7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>な援助を行わなければならない。</p> <p>9 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助)</p> <p>第七条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>
	<p>2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>
	<p>(入退所の記録の記載)</p> <p>第八条 (略)</p>
	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第九条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第九条 (略)</p>
	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</p>
	<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p>
<p>第十一條 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとなるよう配慮して行われなければならない</p>	

改 正 案	現 行
<p>い。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（施設サービス計画の作成）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対し</p>	<p>（施設サービス計画の作成）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>て十分に説明し、理解を得なければならぬ。</p>	
<p>5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p>	<p>3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p>
<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下の条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	
<p>7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p>	<p>4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得なければならない。</p>
<p>8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p>	
<p>9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</p>	<p>5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</p>
<p>10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	

改 正 案	現 行
<p>11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>二 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。</p>	
	<p>6 第二項から第四項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十二条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならぬ。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第十三条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者的心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(食事)</p> <p>第十四条 指定介護老人福祉施設は、栄養並び</p>

改 正 案	現 行
<p>に入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p>	<p>身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行わなければならぬ。</p> <p>2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の供与等)</p>
<p>第二十二条の二 計画担当介護支援専門員は、第十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、従業者との間で協議すること。</p> <p>三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれこととなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>五 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>六 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>七 第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録すること</p>	<p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>と。</p>	
<p>(苦情処理)</p>	<p>(苦情処理)</p>
<p>第三十三条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第三十三条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	
<p>3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、<u>入所者</u>からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>2 指定介護老人福祉施設は、<u>その</u>提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、<u>利用者</u>からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>4 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>	
<p>5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第二号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>3 指定介護老人福祉施設は、<u>その</u>提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第二号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	
<p>(地域との連携等)</p>	<p>(地域との連携等)</p>
<p>第三十四条 (略)</p>	<p>第三十四条 (略)</p>
<p>2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよ</p>	

改 正 案	現 行
<p>う努めなければならない。 <u>(事故発生時の対応)</u></p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 施設サービス計画</p> <p>二 第八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第二十条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p>	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならぬ。</p>
<p>第五章 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針</p> <p><u>(この章の趣旨)</u></p> <p>第三十八条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営</p>	

改 正 案	現 行
<p>まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。) の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三十九条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
<p>第二節 設備に関する基準</p> <p>(設備)</p> <p>第四十条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>二 ユニット</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができます。</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。</p> <p>(3) 一の居室の床面積は、十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。</p> <p>(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。</p>	